

盛岡広域振興局長告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年8月26日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 雫石東八幡平線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市松尾寄木字松川国有林1557林班ワ小班地先 から1558林班ろ2小班地先まで	新	A 20.2～4.0 m	m 38.9
		B 4.0～2.5	150.0
	旧	A 20.2～4.0	38.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 令和4年8月26日から同年9月26日まで